

令和5年8月31日

# まちづくり委員会資料

丸子橋河川敷のにぎわい創出に向けた  
新たな管理運営方式の導入について

建設緑政局

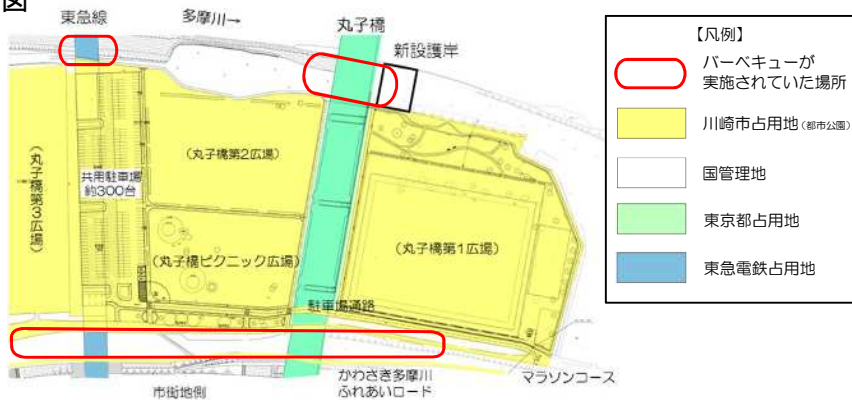
# 丸子橋河川敷のにぎわい創出に向けた新たな管理運営方式の導入について

## 1 本事業の背景・目的

### (1) 丸子橋河川敷の利用状況

- 丸子橋河川敷には野球やサッカーなどで利用できる運動施設やピクニック広場などがあり、**多くの利用者で賑わっている**。
- また、丸子橋河川敷には駐車場があるとともに、東急東横線新丸子駅などからも近く、交通の便が良いこともあり、市街地側の国管理地や川側の東急東横線丸子橋の高架下において、**バーベキュー利用者も多くなっていた**。
- バーベキューについては、本市の占用地では禁止をしているため、主に**本市の占用地外で実施**されている。

### 位置図



### (2) 丸子橋河川敷の課題

- 丸子橋河川敷及び周辺の住宅街において、バーベキュー利用者等によるゴミの投棄や騒音などの迷惑行為が課題となっている。



ゴミの散乱及びゴミの投棄



近隣住宅のゴミ集積所へのゴミの投棄



音響機器等の持込による騒音問題



かわさき多摩川ふれあいロード利用者への進行妨害

### (3) これまでの取組

- 平成25年3月：丸子橋周辺バーベキューに関する連絡会の開催  
バーベキュー利用者によるゴミの投棄等の課題解決には関係者の連携した対応が必要であることから、周辺町内会、商店街、国土交通省、東京都、鉄道事業者、警察、川崎市による連絡会を設置し、課題解決に向けた対応策等について検討を実施  
※これまで計16回の連絡会を定期的に開催
- 平成30年8月：国や警察、周辺町内会等と連携したマナーアップキャンペーン  
平成30年10月、平成31年4月、令和元年5月にも実施



マナーアップキャンペーン



- 令和元年10月：河川敷の適正利用を目的とした社会実験  
バーベキューが行われている場所の一部を一時的に占用し、イベントの開催など適正利用を目的とした社会実験を計画していたが、令和元年東日本台風の影響により中止
- 令和2年3月：国管理地を一時的に占用し、一般のバーベキューを禁止  
新たな利活用に向けた社会実験の公募

#### ◀新たな利活用に向けた社会実験▶

5団体からバーベキュー事業やイベント等の提案があり、事業者のニーズが一定程度あることを確認できたものの、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から延期

#### ◀国管理地の一時占用▶

⇒一般のバーベキューを禁止し、周知・啓発を行うとともに市で警備を行ったところバーベキュー利用者等によるゴミの投棄や騒音などの迷惑行為は抑制された  
⇒地域からは、迷惑行為が抑制されたことへの賛同を多くいただく一方、一般のバーベキューを禁止するだけでなく、秩序を保った上で、バーベキュー等ができるようにして欲しいという意見を多くいただいた

- 令和3年10・11月、令和4年8～10月：イベント等の社会実験の実施（詳細後述）  
→民間事業者によるバーベキューやキッチンカー事業、イベント等の実施により、ゴミの投棄等の課題が改善でき、新たなにぎわいが創出されたことに関して地域から継続を望む声を多く受け、さらに事業性が見込まれることも確認できた。

民間事業者のアイデアやノウハウを最大限にいかした民間活力を導入することで、丸子橋河川敷や周辺地域のゴミの投棄等の課題解決を図るとともに、新たなにぎわいを創出し、市民サービスの向上や効率的・効果的な管理運営を推進する。

# 丸子橋河川敷のにぎわい創出に向けた新たな管理運営方式の導入について

## 2 対象地の概要

- (1) 位置：中原区上丸子八幡町地先（新丸子駅徒歩約9分）
- (2) 面積：約8.2ha
- (3) 都市計画：市街化調整区域、多摩川風致地区、多摩川緑地（都市公園）、河川区域



(周辺の状況)



(ピクニック広場及び第2広場)

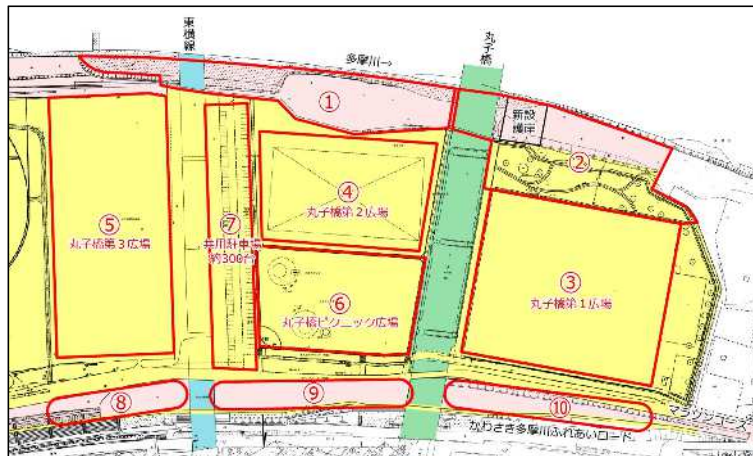


(第1広場川寄り・新設護岸周辺)

## 3 対象地における各区域の特徴と取組の方向性

- (1) 対象地における各区域の概要
  - ・①②は市街地から離れていて、インフラ施設はないが、開放的で親水性が高い
  - ・③～⑦は、ピクニックや運動等に多く利用されている
  - ・⑧～⑩は、市街地から近く、目的性なく訪れる人が多い

(区域図)



(各区域の概要)

|   | 名称等        | 概要   | 面積       | 整備状況    | 施設等      |
|---|------------|--|----------|---------|----------|
| ① | 川寄り上流側     | ・親水性が高い開放的な区域<br>・市街地から離れていて音楽の練習等の利用も確認される                        | 約7,000㎡  | 草地、一部舗装 | 特になし     |
| ② | 川寄り下流側     |  | 約8,000㎡  |         | コンクリート護岸 |
| ③ | 丸子橋第1広場    | ・市の予約システムにより、利用調整<br>・少年サッカー、ラクロス、アメフト等の運動に利用されている                 | 約18,000㎡ | 土敷      | トイレ2、水道1 |
| ④ | 丸子橋第2広場    |  | 約10,000㎡ | 土敷、一部草地 | 特になし     |
| ⑤ | 丸子橋第3広場    |  | 約16,000㎡ | 土敷      | 特になし     |
| ⑥ | 丸子橋ピクニック広場 | ・自由使用の広場で、ピクニックに利用されている  | 約8,500㎡  | 草地      | トイレ2、水道1 |
| ⑦ | 共用駐車場      | ・土日のみ川崎市公園緑地協会が管理し、有料開放している駐車施設(約300台)                             | 約6,500㎡  | 砂砂利     | 受付小屋     |
| ⑧ | 市街地寄りA     | ・マラソンコースに隣接しており、市街地からも近い自由使用の草地<br>・散歩やマラソン、サイクリング等を楽しんでいる方も多く通る区域 | 約2,000㎡  | 草地      | 特になし     |
| ⑨ | 市街地寄りB     |  | 約3,000㎡  |         |          |
| ⑩ | 市街地寄りC     |  | 約3,000㎡  |         |          |

- (2) 取組の方向性（社会実験結果を踏まえたバーベキュー連絡会との調整結果）
  - ・①②は市街地から離れている等の特徴をいかし、音や匂いに寛容であることや秩序を保ったバーベキュー利用のニーズもあることから、バーベキュー事業を、また、親水性も考慮し、水上アクティビティ等のコンテンツを誘導する
  - ・③～⑦は、現状の運動等の利用だけでなく、より多くの市民が多摩川に親しめるよう定期的に様々なにぎわい創出イベント等を誘導する
  - ・⑧～⑩は音や匂い等、市街地への影響が想定されるバーベキュー事業等は誘致せず、目的性なく気軽に立ち寄れるようキッチンカーや休憩スペース等を誘導する

## 4 民間活力導入に向けた検討

(1) PPPプラットフォーム意見交換会（令和3年12月）

- ・アウトドア、建設、スポーツ、旅行、メディア、駐車場運営等、様々な分野の事業者が19社参加していただき、当該地への民間事業者の関心の高さが確認できたとともに、当該地への事業に関する様々な意見を把握できた

(意見概要)

| 対話項目             | 概要   |
|------------------|--|
| 事業手法             | ・指定管理者制度の場合は、市が指定する内容については実施しやすい<br>・近年、他都市で多く実施されている河川のオープン化の場合、より柔軟に多様な市民ニーズに対応できる可能性がある           |
| 事業内容             | ・河川区域内であり、台風時等の撤去の必要性があるため、移設可能な工作物のみで実施できるバーベキューやキャンプ、キッチンカー事業が想定される                                |
| 事業期間             | ・建築物を建築する事業は想定されず、多額の投資は想定されないため、事業期間は比較的短期間でも可能   |
| 運動広場<br>・ピクニック広場 | ・現状の運動等の利用者に配慮しながらも、都心では稀有な大規模屋外空間を定期的なイベント等で活用できると、集客力が高まるのではないか<br>・台風によるリスクが懸念され、市で管理・整備等を実施して欲しい |
| 共用駐車場            | ・台風によるリスクが懸念され、自動精算システムの機器は河川敷内には導入できない  |

# 丸子橋河川敷のにぎわい創出に向けた新たな管理運営方式の導入について

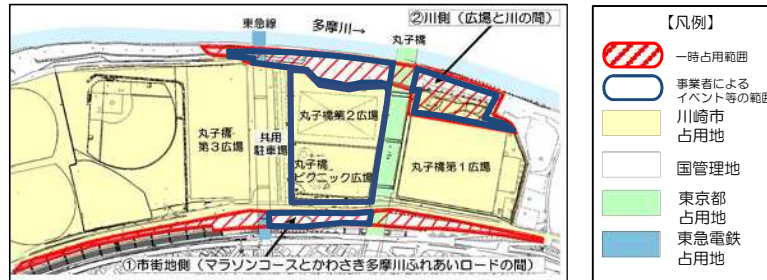
## (2) 新たな利活用に向けたイベント等の社会実験の実施 (令和3・4年)

- ・令和3年10・11月: 令和2年に延期したイベント等の社会実験を実施  
→新型コロナウイルス感染症等の影響により準備期間も少ない中、4団体は辞退し、1団体(多摩川緑地バーベキュー広場共同事業体)により実施
  - ・令和4年7月に新たな利活用に向けた事業者を改めて公募し、令和4年8~10月に選定した5団体によるイベント等を実施
- ※R4は運動広場等もイベント等に利用できる条件とし、第2・ピクニック広場を利用した大規模イベントも月2~6回実施した

(事業概要等)

| 団体名                              | 事業概要  |
|----------------------------------|---|
| 1 多摩川緑地バーベキュー広場共同事業体<br>※R3実施事業者 | ①バーベキュー事業<br>②にぎわい創出イベント(ふわふわタマランド、移動動物園、キャンプ体験、プロレス等)<br>③キッチンカー |
| 2 ㈱リベラルコーポレーション                  | ①キッチンカー<br>②休憩スペース(通熱性の高いテント展示等)                                  |
| 3 (一社)武蔵小杉エリアマネジメント              | ①コスギンピック(地域運動会)→雨天中止<br>②子どものプレイパーク                               |
| 4 ㈱ロスフィー                         | ①休憩スペース(フラクタルテント、木製ベンチ)   |
| 5 高井橋                            | ①コスギンピック(地域運動会)→雨天中止  |

(社会実験実施範囲等)



### ①バーベキュー(グランピング・資機材レンタルなど)

実施箇所: 川側  
実施日: 8/6~10/30の土日祝等  
利用者: 515名(84組)  
概要: 機材のレンタル等を実施



バーベキュー事業

### ②キッチンカーによる市民の憩いの場の提供

実施箇所: 市街地側  
実施日: 8/6~ 土日祝  
概要: コーヒー等、③のイベント開催時等に出席

### ③主なイベント

実施箇所: 第2広場、ピクニック広場  
概要: 賑わい創出に向けた各種イベントを実施

1 ふわふわタマランド(エア遊具)  
実施日 9/10・11 10/1・2・22 11/5・6  
利用者数 約3,000名/日(最大)



ふわふわタマランド

- 2 移動動物園  
実施日 10/2  
利用者数 約400名
- 3 プロレス観戦・体験・ゴミ拾い  
実施日 10/2  
利用者数 約300名
- 4 キャンプ体験  
実施日 11/5・6  
利用者数 35組 188名



イベント時のゴミ箱の設置



プロレスラーとのゴミ拾いイベント

## ◆社会実験の効果

- ・一般のバーベキュー利用を禁止したことやイベント等で積極的に広場等を利用したことにより、ゴミの投棄や騒音などの迷惑行為が大幅に減少した。
- ・民間活力を導入することで、地域の子育て世代を中心に満足度の高いイベント等による地域のにぎわい創出やイベント等を通してゴミの投棄などの課題改善を図ることができたとともに事業性が確認できた。

(実施結果概要)

| 実施結果概要       |   |
|--------------|---|
| アンケートについて    | ・河川敷利用者、地域住民等にアンケートを実施した。<br>・近隣から多くの方が参加していただき、「イベントがあると、賑わいがある、子供も楽しそうにいいと思う。」「イベントを継続して収益を上げ、定期的に草刈りやゴミの収集を行って欲しい。」「運動した後にキッチンカーでごはんを食べたりしていい」といった好意的な意見を多くいただき、現状の取組を継続する方向性を望んでいることが確認できた。                 |
| 事業者ヒアリングについて | ・実施後に、実施団体に対してヒアリングを実施した。<br>・予想以上の集客があり、事業性の見込みがたつた。<br>・年間計画等をたてながら事業を実施したい。<br>・台風等のリスクがあるため、事業期間は3年程度が望ましい。<br>・運動広場等については、定期的に月に数回、イベント等で利用できる社会実験での取り扱いが望ましく、年間を通した運動場利用者の利用調整や維持管理等の対応を求められると事業計画が困難となる。 |

※R5についても、地域課題解決とにぎわい創出に向け、社会実験を実施している。

## (3) 事業手法の検討

PPPプラットフォーム意見交換会や社会実験の実施等を踏まえ、多摩川丸子橋河川敷について、民間事業者の柔軟なノウハウやアイデアを導入するための事業手法を検討した。検討の結果、にぎわいのある水辺空間等の推進に向けて全国的に展開されている「**河川空間のオープン化**」を活用した手法が、地域のにぎわい創出や課題改善を図ることができ、事業性も確保できることから、「河川空間のオープン化」の手法により民間活力導入を進める。

※河川空間のオープン化・・・河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有する者であるが、河川敷地を賑わいのある水辺空間として積極的に活用したいという要望の高まりを受け、平成23年度に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合、区域を指定して、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能としたもの。

### ◆河川敷地占用許可準則の緩和について



(国土交通省資料抜粋)

# 丸子橋河川敷のにぎわい創出に向けた新たな管理運営方式の導入について

## 5 事業概要・事業スキーム

### (1) 実施体制

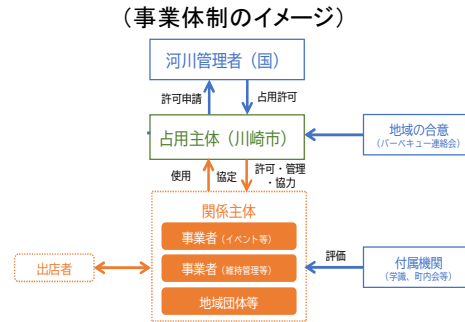
川崎市が「河川空間のオープン化」の手法により、公募で選定された事業者と協定等を締結し、提案された事業により、地域課題の解決や新たなにぎわいの創出を図る。

#### ◆市の主な役割

- ・事業全体の総括
- ・国、地域等の関係者との調整
- ・モニタリングの実施

#### ◆民の主な役割

- ・事業の運営（日常清掃等含む）
- ・ニーズ把握、サービスの向上
- ・事業の報告



(参考：使用料)

川崎市都市公園条例施行規則に基づき、使用料※を事業者が負担する。

※使用料は、河川敷地占用許可準則において、その収入を河川敷地における施設の維持管理等の費用に充てることと定められている。

※事業範囲を都市公園の範囲に変更する。

### (2) 事業内容等

社会実験の結果等を踏まえ、以下の提案を求める。

- ・河川敷の新たなにぎわい創出に向けた多様なサービスの提供
- ・地域課題解決に向けた効率的で持続可能な管理運営

#### ◆事業内容

- ①バーベキュー事業
- ②キッチンカー事業
- ③にぎわい創出イベント
- ④水上アクティビティ等

※ただし、市街地側はバーベキュー禁止

#### ◆事業期間

3年程度（R6.4～R9.3）

#### ◆要求水準

- ①一般バーベキュー利用者等への注意啓発
- ②事業区域内の日常清掃、処分
- ③にぎわい創出イベント等の実施
- ④草刈等の実施

(事業内容のイメージ)



## 6 川崎市建設緑政局民間事業者選定評価委員会（多摩川緑地部会）による調査審議

河川敷地占用許可準則において、「公的占有者はその占有施設を営業活動等を行う事業者等に使用をさせることができる」と規定されており、その事業者等の選定にあたっては、法令上の規定はないものの、国との事前協議や他都市の事例等を踏まえ、公平性を担保するため、公募により事業者選定を行う。

また、公募の調査審議にあたっては、事業実施の効果、市政課題解決への寄与、財務面からの実現性等、多様な視点かつ専門的な知見により調査審議を実施することから、川崎市建設緑政局民間事業者選定評価委員会の多摩川緑地部会（分野：造園、都市計画、経営・財務など）で調査審議を行うこととする。

## 7 調査審議の進め方

### (1) 概要

募集要項に基づき、民間事業者より提案された内容について、**評価基準に基づき審査を行う**。なお、要求水準を満たさないなど必要事項を満たさない場合は失格とする。

また、すべての提案者が多摩川緑地部会が定めた最低基準点を下回った場合は、事業者を決定せず、再度、選考を行う。

### (2) 審査事項の概要

評価基準に沿って、審査を行う。

(主な評価基準項目)

- ア 事業方針に関すること
- イ 事業計画に関すること
- ウ 事業収支に関すること
- エ 運営体制に関すること
- オ 地域連携に関すること

### (3) 優先交渉権者の決定

審査の結果を踏まえ、優先交渉権者を決定し、基本協定等の締結を行う。

## 8 今後のスケジュール（予定）

|          |                          |
|----------|--------------------------|
| 令和5年10月頃 | 多摩川緑地部会の開催（評価基準案等の設定）    |
| 令和5年10月頃 | 募集要項等の公表・公募の開始           |
| 令和5年10月頃 | 丸子橋周辺バーベキューに関する連絡会（第17回） |
| 令和5年12月頃 | 民間事業者からの企画提案書類の提出        |
| 令和6年1月頃  | 多摩川緑地部会の開催（提案審査の実施）      |
| 令和6年1月頃  | 優先交渉権者の決定及び公表            |
| 令和6年1月頃  | 丸子橋周辺バーベキューに関する連絡会（第18回） |
| 令和6年2月頃  | 基本協定等の締結                 |
| 令和6年4月以降 | 基本協定に基づく事業運営の開始          |